

北欧建築・デザイン協会・会則

第1条（名称）

本協会は、北欧建築・デザイン協会と称する

英文名称を、The Scandinavian Architecture and Design Institute of Japan、略称を、SADI と称する。

第2条（目的）

本協会は、北欧諸国の建築とデザインの研究・紹介を推進し、日本と北欧諸国との相互理解を促進することを目的とする。

第3条（性格）

本協会は、開かれた組織であり、特定の政治的見解を表明することもない、また、特定の営利団体や機関に拘束されることもない。

第4条（事業）

本協会は、第2条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

1. 講演会、研究会、シンポジウムの開催
2. 会誌、その他刊行物の発行、関係図書・資料の整備、広報活動
3. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員）

会員は、本協会の主旨に賛同する個人・団体または企業とし、名誉会員、正会員、学生会員、賛助会員、特別会員、海外会員の6種とする。会員の入退会手続きは、細則で定める。

1. 名誉会員は、三役退任者又は、本協会の運営及び発展に著しく貢献のあった者であって、理事会で承認を得た者とし、会誌の配布を受け、本協会の全ての行事に参加することができる。
2. 正会員、学生会員は、本協会の全ての行事に参加でき、会誌の配布を受ける。
3. 賛助会員は、本協会の目的・事業に賛同する法人又は団体で理事会の承認を得た者とし、会誌の配布等を受け、本協会の全ての行事に参加することができる。
4. 特別会員は、日本及び海外に在住する北欧人とし理事会の承認を得た者とする。
5. 海外会員は、海外に在住する日本人とし理事会の承認を得た者とする。
6. 本協会の主旨に反する行為のあるときは、会員の資格を失う。
7. 会員の資格を喪失したときはすでに納めた入会金および会費の返還を求めることができない。
8. 会員の入会金、年会費は、細則で定める。

第6条（役員）

本協会には次の役員をおく。

1. 会長1名、副会長2名、理事20名程度、顧問若干名、監事1名

第7条（役員の選出）

理事は、正会員の中から総会において選出される。

1. 会長は、理事会において理事の互選によって選出され、副会長は、会長が理事の中から任命し理事会の承認を得て選出される。
2. 会長は、理事会の同意を得て、理事の中から事務局長を任命することができる。
3. 顧問並びに監事は、理事会において選出される。

第8条（役員の職務と任期）

1. 会長は、本協会を代表し、会務を総括し理事会を主催する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会務を分担するとともに会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 事務局長は、会長および副会長を補佐し、理事会の決定方針に基づき事務を処理する。
4. 理事は、理事会を構成し、この会則および細則・補則・規範の定めるところにより職務を執行する。
5. 顧問および監事は、理事会に出席し意見を述べる事ができる。
6. 監事は、本協会の運営および会計を監査する。ただし、理事との兼任はできない。
7. 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、在任理事数の三分の一を限度に改選することができる。

第9条（会議）

1. 総会は年1回開催し事業報告、収支決算、その年度の事業計画、予算計画および運営方針を決定する。
2. 理事会は、年4回以上開催し、総会の決定に従って、本協会を運営執行する。
3. 総会は表決権を有する会員の過半数以上の表決の回答をもって成立し、決議は表決回答の過半数以上をもって決定する。
理事会は、理事の過半数以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数以上をもって決定する。
出席は、委任状をもって代理させることができ1票の表決権を有する。
4. 総会の議長は、会長またはその総会に出席した正会員の中から選任する。
5. 理事会の議長は、会長または会長が指名した理事がこれにあたる。
6. 総会の表決権を有するものは、総会開催の前年度までに入会した正会員および賛助会員である。

第10条（議事録）

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

1. 会議の日時および場所
2. 現在の定数、理事会にあっては、出席者の氏名
3. 議事の経過要領および発言要旨
4. 議決事項
5. 議事録署名人2名の選任に関する事項

第11条（会計・事務局）

1. 本協会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。
2. 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
3. 本協会の会計処理は、金融機関取引は事務局長、会計帳簿管理は事務局会計担当が行い、理事会に報告し、
理事会は、決算報告を監事の監査を経て総会に提出し承認を得る。
4. 総会の企画運営は事務局が行う。

第12条（雑則）

1. 事務局は、東京都内におく。

第13条（会則の変更）

この会則は、理事会の決議によって変更することができ、総会で承認を受ける。

第14条（細則・補則）

この会則の施行に必要な細則および補則は、理事会の議決を経て会長が定める。

付則

1. この会則は2008年4月1日から施行する。
2. この会則は2011年4月1日から改訂施行する。
3. この会則は2017年4月1日から改訂施行する。
4. この会則は2021年4月1日から改訂施行する。
5. この会則は2023年5月16日から改訂施行する。
6. この会則は2024年5月10日から改訂施行する。

北欧建築・デザイン協会 細則

1. 入退会手続き

本会則第5条に定めた会員の入退会手続きは次のとおりとする。

- 1) 入会を希望する個人、団体または企業は、別に定める入会申込書を提出し、理事会によって承認される。
- 2) 退会を希望する各種会員は、退会届を提出し、理事会によって承認される。

2. 会費

本会則第5条の8に従い、入会金、年会費を下記のとおり定める。

- 1) 正会員： 入会金 5,000 円、年会費 10,000 円
- 2) 学生会員： 入会金なし、年会費 3,000 円（大学院生を含む）
- 3) 賛助会員： 入会金なし、年会費 30,000 円
- 4) 特別会員： 徴収しない
- 5) 海外会員： 徴収しない

名誉会員および顧問は、会費を要しない。

2年以上にわたって会費を滞納した者は、退会したものとみなすことができる。

3. 各種委員会

会則第4条の事業を推進するために次の委員会を設ける。

各委員会の委員長は、理事の中から選出し、委員は正会員の中から選出し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 1) 企画委員会： 総会、講演会、研究会、シンポジウム等の企画立案・実施運営を担当する。

講演会等は、定期的に(原則として年6回)開催する。

講演会等の参加費は、非会員を含めて委員会で定める。

- 2) 広報委員会： 広報活動および関係図書・資料の整備を担当する。

- 3) 編集委員会： 会誌の編集発行および関係図書の整備を担当する。

4. 会議の招集

- 1) 総会は、会長が招集し、会議の日時、場所および目的を記載した書面を開催日の1ヶ月前に会員に送付する。

- 2) 理事会は、前項の手続きに準じ、会長が招集する。

- 3) 理事会には必要に応じて、会長が理事以外の会員等を表決権のないオブザーバーとして招集することができる。

5. 役員の任期

役員の任期中に会則の改正又は変更があった場合の任期は、残任期間とする。

6. 事務所の所在

事務所および会則第12条に定めた事務局、団体の所在地は下記とする。

東京都新宿区西新宿1-24-2 工学院大学建築学部建築デザイン学科 鈴木研究室内

付則

1. この細則は2008年4月1日から施行する。
2. この細則は2011年4月1日から改訂施行する。
3. この細則は2013年4月1日から改訂施行する。
4. この細則は2017年4月1日から改訂施行する。
5. この細則は2021年4月1日から改訂施行する。
6. この細則は2023年3月14日から改訂施行する。
7. この細則は2023年5月16日から改訂施行する。
8. この細則は2025年9月18日から改訂施行する。

北欧建築・デザイン協会 補則

この補則は、本協会の会則ならびに細則に定めていない規程について定めたものです。

1. 適用範囲

この補則は、本協会に登録されたすべての会員に適用されます。誠実に遵守してください。

2. 登録情報の変更

会員は、入会時の登録情報に変更があった場合、本協会に対して速やかに変更を連絡するものとします。

3. 休会

1) 会員は、休会を希望する場合、休会する月の前月末日までに本協会に申請するものとします。

なお、すでに入金された年会費は、当該会員の休会あけの期間に充当されるものとします。

2) 当月に休会を申し込まれた当月分の会費については、休会あけの期間に充当されません。

3) 休会の継続は、各年度の末日までに申請するものとし、更新は三回を限度とします。

4. 退会

会員が退会を希望する場合、退会する月の前月末日までにメールにて申請するものとします。退会月以降に、年会費の残存期間がある場合には、年会費を月割りとして計算した金額から振込手数料を差し引いた金額を返金します。

5. 訃報の通知と掲示

1) 会員本人が死亡された場合は、ご遺族は速やかに本協会(事務局)に通知するものとします。

2) 会員は、死亡された会員のご遺族の代理またはご友人などから、訃報の通知を受けた場合は、必ずご遺族の承諾を得て本協会(事務局)に通知してください。伝聞情報はお控えください。

3) 訃報の掲示は、ご遺族の承諾を得ていることを確認し機関誌(SADI NEWS)または、共有メール(sadi-lounge)に事務局が行うものとする。

4) ご逝去された時点で年会費の残存期間がある場合には、年会費を月割りとして計算した金額から、振込手数料を差し引いた金額を返金いたします。

6. 会員資格の取り消し

本協会は、会員が以下のいずれかに該当した場合、会員の承諾なく会員資格を取り消すことが出来るものとします。

1) 本協会の会則・細則および本補則に定められた規程に違反した場合。

2) 本協会に対する妨害の行為があった場合。

3) 他の会員からクレームが頻発したとき。

4) 本協会が提供する情報等を不正に利用した場合。

5) その他、本協会が不適切と判断した場合。

7. 損害賠償

会員が、本補則に定められた規程に違反した行為、またはその他不正もしくは違法な行為によって本協会に損害を与えた場合、本協会は会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことが出来るものとします。

8. 免責事項

1) 本協会は、本協会の責に帰すべき事由を除いて、講習会、見学会内での事故及び怪我等に関してその責任を負わないものとします。

2) 本協会は、本協会の責に帰すべき事由を除いて、駐車場等において会員がした事故及び怪我等に関してその責任を負わないものとします。

付則

1. この補則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

北欧建築・デザイン協会理事規範と慶弔規程

本協会の理事規範と慶弔・見舞に関する規程は、以下に定めるところによる。

第1条 本協会の理事は、会則第8条(役員の職務と任期)に基づく職務を執行するため、開催される理事会の3分の2以上出席することを原則とする。

第2条 本協会の理事は、会則第4条で定める事業を分担執行する。

第3条 本協会の慶弔・見舞は、歴代の会長・副会長及事務局長に限定し支給する。
本人が死亡したときは、弔慰金2万円又は相当額の生花1基とする。

第4条 本協会の理事が逝去された場合の対応及び連絡方法などに万全を期する。

(1) 通知方法と報告

ご逝去された理事のご遺族からお知らせを受けた理事は事務局に通知する。
ご遺族の代理またはご友人などから訃報の通知を受けた場合は、必ずご遺族の承諾を得ているかを確認し事務局に通知する。伝聞情報はお控えいただくようお願いする。
事務局は、速やかに会長または副会長に通知し、理事会に報告する。

(2) 訃報の掲示

訃報の掲示は、掲示内容について必ずご遺族の承諾を得て事務局が行う。

第5条 前条に定めるもののほか会長が特に必要と認める場合は、その都度理事会で協議し決定する。

付 則 本規範と規程の改廃と制定は、理事会の承認を得た日から発効する。

平成23年9月5日 第2条承認

平成23年12月21日 第3条追加承認

平成24年11月15日 確認

令和3年3月16日 第2条、4条追加承認 以下条項降順